

# 『個人情報保護・知的財産権等に関する ガイドライン』の紹介

凡例

背景及び基本的性格

個人情報の取扱い

知的財産権等の取扱い

地理院の今後の主な調査検討

**P●●**: ガイドライン冊子ページ

国土地理院 企画部 地理空間情報企画室長 田中宏明

## 地理空間情報活用推進基本法（平成19年5月法律第63号）

○国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

⇒国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保  
（基本法15条）

活用推進の施策を総合的かつ計画的に推進

## 地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月閣議決定）

地理空間情報高度活用社会の実現 そのための重点施策

整備・提供・流通  
の指針を概成

基盤地図情報の  
整備・提供

衛星測位の高度な  
技術基盤の確立

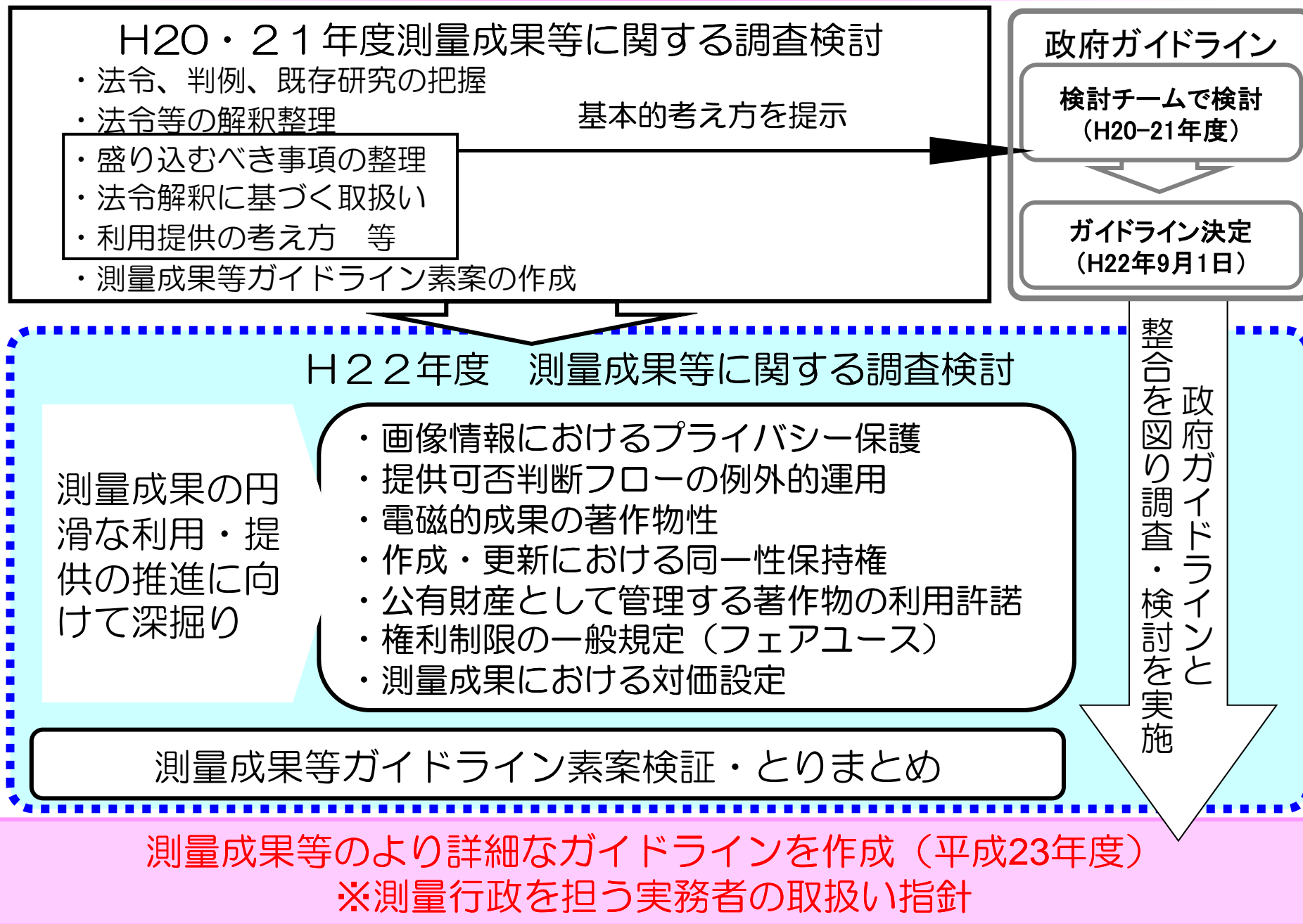
産学官連携の強化

## 利用・提供ルールの策定と普及啓発

- ・地理空間情報の標準化
- ・個人情報、知的財産権等の取扱い
- ・国の安全

保有する地理空間情報  
の積極的な提供

# 個人情報の取扱い・二次利用促進に関する今後の国土地理院による調査検討



# ガイドラインの目的と解決すべき課題

## <ガイドライン目的>

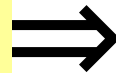
基本法及び基本計画に基づき、

個人情報、知的財産権等の適正な取扱いを示し、地理空間情報の円滑な提供・流通の促進

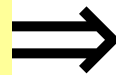
## 現状の課題

### <個人情報>

・個人情報該当性の判断がつかないと円滑な利用・提供が促進できない

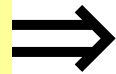


・個人情報の保護と地理空間情報の提供・流通促進の両立を図る



### <知的財産権>

・著作権に関する紛争を未然に防止



・提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱える



## 解決すべき事項

地理空間情報における  
個人情報該当性の考え方を明確化

地理空間情報の提供・流通  
を見据えた個人情報保護対策

地理空間情報の  
適切な著作権処理の方法

提供・流通を促進する  
利用約款等の在り方

## ■ 適用対象

- ・ 行政機関（国の機関）
- ・ 地方公共団体及び地方公共団体に設置されている行政委員会
- ・ 独立行政法人及び地方独立行政法人

## ■ 取り上げる典型的な地理空間情報

地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像

## ■ ガイドラインの性格

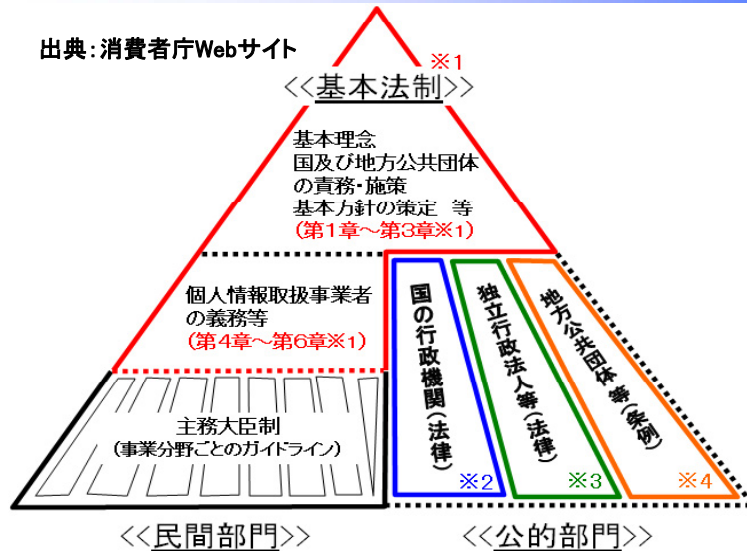
法的拘束力を有しない

各府省が所管する個別法（個人情報保護法、著作権法、統計法、測量法等）における地理空間情報に係る取扱いの解釈を整理

※関連する法令、条例、規則等に照らした利用・提供の可否について判断を行う際、ガイドラインの示す考え方を参考

# 個人情報該当性

出典：消費者庁Webサイト



- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

## 個人情報の取扱いの考え方

● 個人情報に該当する範囲を広く捕らえた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱いの考え方を整理

## 個人情報該当性の判断

● 行政機関個人情報保護法の個人情報の定義に基づき当該情報単体又は他の情報との照合により特定の個人を識別できるか

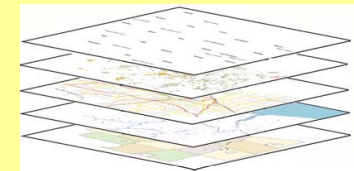
## <個人情報該当性>

東京都世田谷区成城〇丁目1333-3		全部事項証明書 (土地)	
【表題部】 (土地の表示)	調製 平成11年9月22日	地図番号	余白
【不動産番号】	1234567891012		
【所在】	世田谷区成城〇丁目 余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】
1353番3	宅地	485 13	1353番10号分筆 平成4年3月16日
余白	余白	(余白)	昭和63年法律第37号附則第2条第2項に規定による移記 平成11年9月22日
(Sample)			
【甲区】 (所有権に関する事項)			
【順位番号】	【登記の目的】	【交付年月日・交付番号】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	平成12年9月12日 第57087号	共有者 世田谷区喜多見〇丁目〇番〇号 持分の5分の3 山田太郎 世田谷区喜多見△丁目△番△号 5分の2 山田一郎

過去の判例等から地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示している場合、一般に何人も閲覧等が可能で不動産登記情報等と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性がある。

なお、地理情報システムでは・・・

- ・ 多様な描画表示
- ・ データマッチング
- ・ 空間解析

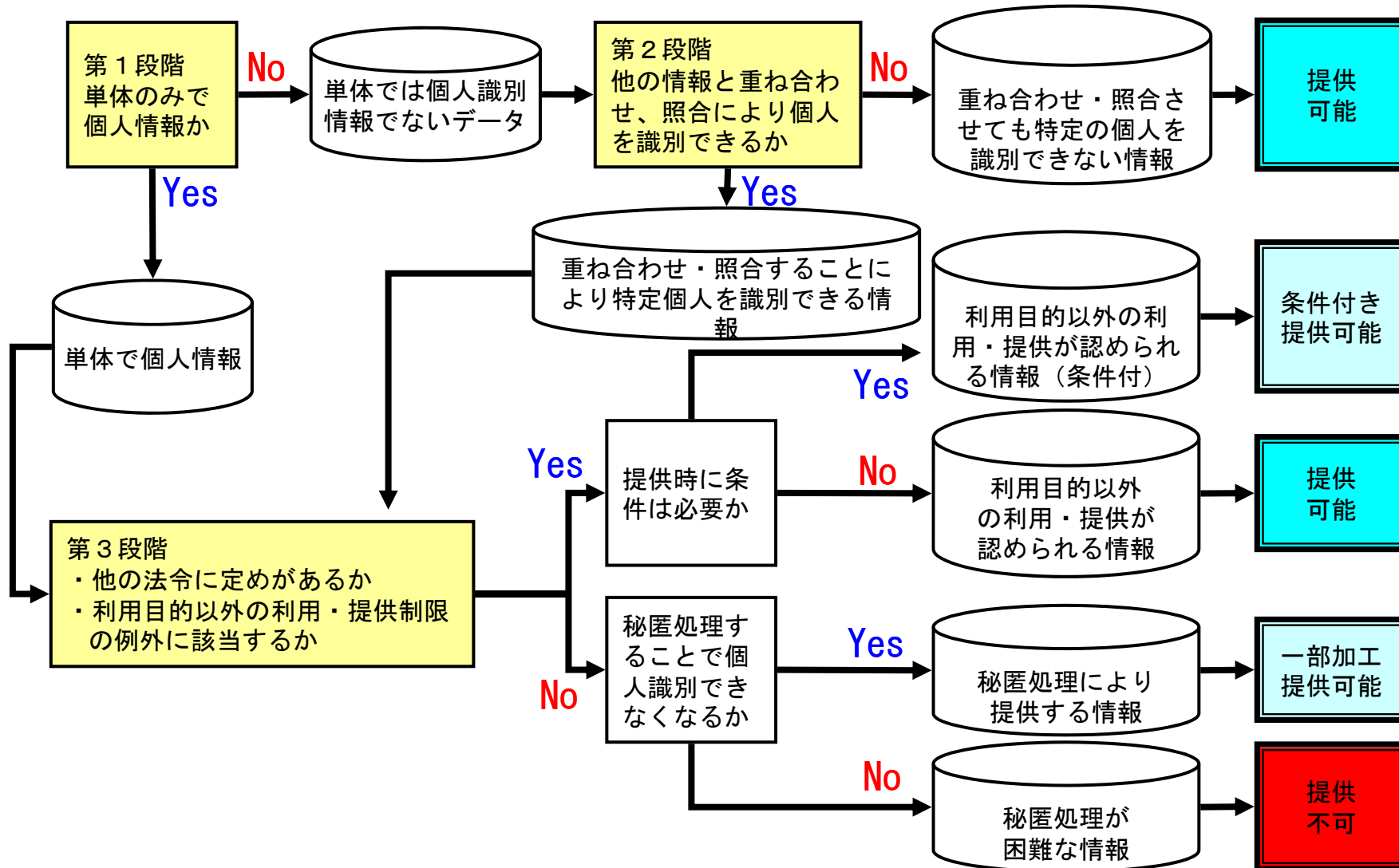


一般に個人識別性のない複数情報がGISにより、データ処理・表示しても個人識別に至ることはないが、特定の個人が極めて小数のグループに絞り込まれる場合がある。

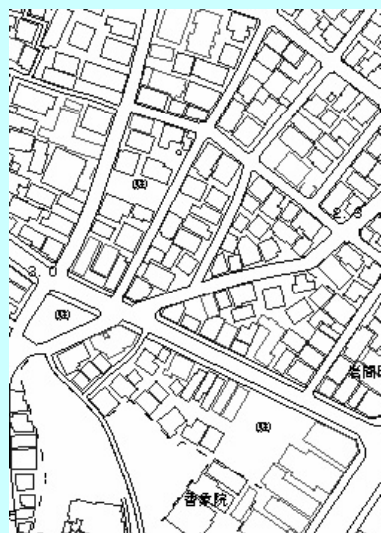
集計分類の工夫等の措置が必要

前提

- ・ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する（個人情報の保護に関する法律）
- ・ 行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）



### ＜都市計画基本図の個人情報該当性＞



一般的に準拠される作業規程の準則「公共測量標準図式」に定める、地形、地物等の取得する事項、その他の記号の適用等に**特定の個人を識別できる情報は含まれない。**

### ＜空中写真の個人情報該当性＞



現在の技術水準は、地上画素寸法5cm程度の撮影が可能

- ・人の顔や自動車ナンバー判読は依然困難。
- ・撮影時の情報は、撮影諸元等であり、**特定の個人を識別できる情報は含まれない。**

### ＜利用・提供の考え方＞

**個人情報に該当しない。**  
 利用・提供に際して、  
**個人情報保護の観点から特段の制約はない。**

都市計画基本図の図式を拡張した場合、独自のデータ付与の事項が個人情報に該当するか否か、精査が必要  
**個人情報の場合、秘匿等の措置が必要**

空中写真の特性上、公道から見えな  
 い場所などの情報が含まれる

**プライバシーや防犯の観点から一定の配慮が必要となる場合もある**



どのような事項にプライバシーへの懸念や影響があるのか、利用者側の意識を把握

洗濯物が写った空中写真の例



## 調査対象

- ・人物が写っている写真
- ・生活感を読みとれる写真
- ・表札と車両ナンバーが写っている写真
- ・プライバシーが懸念される写真解像度
- ・三次元データ（DEM）画像

## 意識調査の結果を参考に以下の事項を検討

### ●地上写真に関する検討事項

- ・提供の是非
- ・Web公開の条件

### ●空中写真に関する検討事項

- ・許容される地上解像度
- ・プライバシーとなる情報の扱い

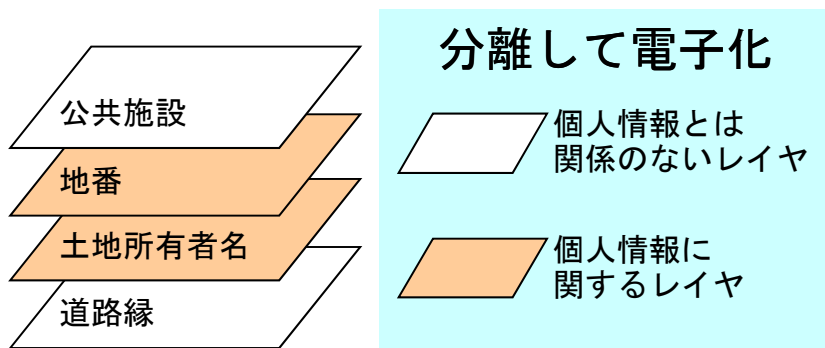
### ●三次元データ（DEM）画像に関する検討事項

- ・配慮の必要性

有識者の意見を踏まえ、プライバシー情報の取扱いの考え方を整理

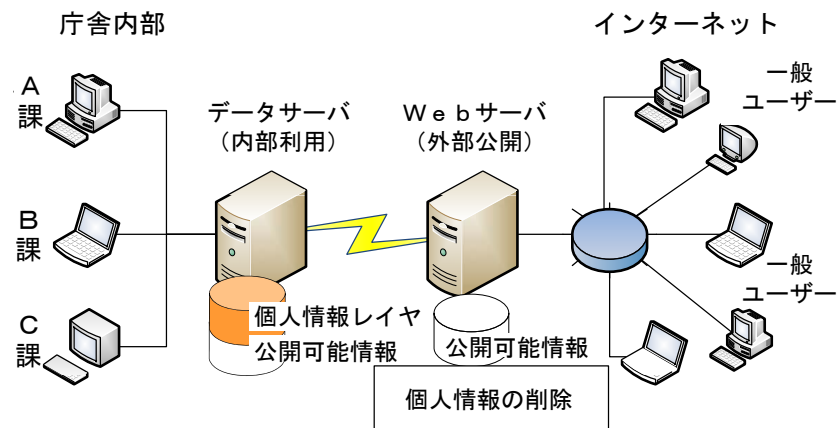
## <整備段階>

○個人情報を分離して整備



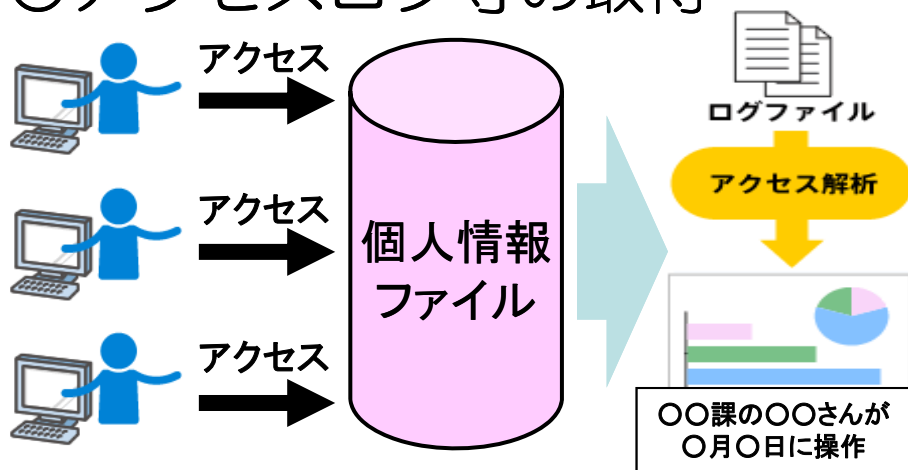
## <提供・流通段階>

○サーバーを分離

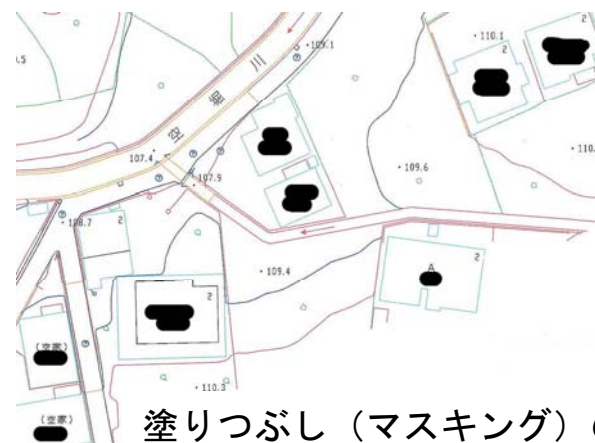


## <管理段階>

○アクセスログ等の取得



○個人情報を分離できない場合、加工処理や提供制限



### 著作物の定義「著作権法」第2条第1項第1号

著作物とは、「①思想又は感情を②創作的に表現したものであつて、③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と3つの要件

#### 地理空間情報は

著作権法上の分類	該当する可能性のある地理空間情報	判断基準
地図又は図形の著作物	地図（地図の著作物）、 台帳の付図（図形の著作物）	1. 創作性が発揮される余地があるか  2. その表現が著作権法上の創作性と評価できるか
写真の著作物	空中写真	
編集著作物	台帳、統計資料	
データベースの著作物	データベースとして地図データが記録されているもの	

#### <権利処理上の留意点

P61

&gt;

作業した人が著作者  
（外部委託した場合、  
一般に受託者が著作者になる。）

<過去の判例>  
発注者が数多くの資料を提供し、非常に細かく、かつ具体的に指示した場合、発注者が著作者になる

外部委託する場合、発注者又は受託者のいずれも著作者となる可能性があるため、著作権等の帰属先や行使等の権利処理について、仕様書・契約書にあらかじめ明確に規定しておくこと。

### <著作物性>

○「地図の著作物」に該当するとされる行為

地物の  
取舍選択  
(参考1参照)

注記位置・向き  
及び地物の転位  
(素材の配列)  
(参考2参照)

総描  
(地物の表現)  
(参考3参照)

地図の整飾やサイズ  
(レイアウト)  
(参考4参照)

○ベクトル形式の地図データファイルが「データベースの著作物」として保護されるには(著作権法から)

データベースでその情報の選択  
又は体系的な構成によって創作性  
を有するもの

○「地図の著作物」として・・・  
作業内容等は作業規程等で詳細に規定  
⇒選択の自由度が少なく創作性を発揮  
する余地を大幅に制限  
⇒部分的に創作性があっても全体には  
適用されない

○「データベースの著作物」として・・・  
地理情報標準(JPGIS)と国土交通省  
の都市計画GIS導入ガイダンスの既定仕  
様に基づく製品仕様書に従って作成  
⇒創作性を発揮する余地がない

保護対象となる部分は極めて限定的

著作物性が認められる可能性はない

### <利用・提供の考え方>

仮に著作物性が認められても極めて限定的。  
整備の際の契約等により、流通を妨げることの無いよう、著作権の権利処理を適切に実施

## &lt;著作物性&gt;

主題決定や被写体の選択

撮影の仕方

測量作業として実施する空中写真撮影の場合

地形や地物そのものを  
忠実に表現、表示が目的

主題決定や被写体の選択はない。

仕様書や作業規程  
に則って作業撮影縮尺、撮影高度、オーバー  
ラップを詳細に規定  
→創作性を発揮するような判断を  
行う余地は少ない。

空中写真に著作物性が認められる可能性は極めて低い

## &lt;利用・提供の考え方&gt;

著作物性が認められる可能性は極めて低い  
が完全否定できない。整備の際の契約等により、提供・流通を妨げる  
ことの無いよう、著作権の権利処理を適切に実施

＜利用約款の目的＞ 提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱える

＜記載することによるメリット＞

- ・ 提供する情報の利用範囲、提供内容、注意事項等を提示し、利用者の理解を図れる。
- ・ 行政事務の簡素化が行える。
- ・ 利用の際、利用者の意思（同意）を明瞭に確認できる。

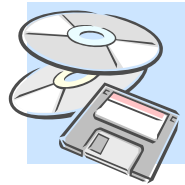
＜参考：利用約款に記載する主な記載内容とその必要性＞

主な記載内容	記載する必要性
提供目的	提供目的を示し、利用者の誤認識を未然に防止。
著作権の所在	権利関係や利用範囲を明示することにより、著作権侵害を未然に回避。
利用上の注意	利用者が利用目的を果たすことができるかの判断事項として、作成年月、内容、精度等を示す。
禁止事項	法令や公序良俗に反する行為の禁止
免責事項	提供情報によって利用者側に被害が発生した場合、賠償責任問題の免責
提供システムの運用	システム障害等による提供の予告なしの停止、変更、中断などを行うことの注意やシステム操作時の推奨環境等を示す。

## <地理院による今後の検討> 二次利用促進関連

### 電磁的成果の著作物性

- ・ 著作物性があると認められる判断基準を明確化
- ・ ラスタの著作物性
- ・ 著作権侵害に該当する具体的な行為



### 同一性保持権

- ・ 地図を更新する場合
- ・ 空中写真からオルソを作成する場合
- ・ 著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変の判断ポイント

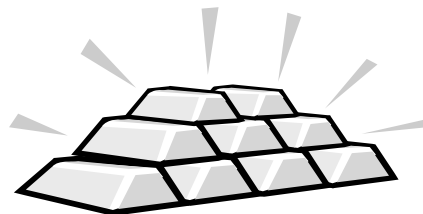
### 権利制限の一般規定

- ・ 権利者に害を与えない一定の範囲で、著作物の利用を認める考え方について、測量成果等との関連性や取扱いの考え方を整理



### 公有財産として管理する著作物の利用許諾

- ・ 公有財産の処分に関する規定に該当する可能性
- ・ 地方自治法上の公有財産として登録した測量成果の提供（無償）の妥当性



### 測量成果の対価設定

- ・ 対価を求める場合の価格構成の考え方
- ・ 提供経路や提供形式（電子媒体、紙媒体）を変えることで提供コストが異なる場合の対価設定の考え方
- ・ 提供先（公的部門、民間部門）に応じて対価の有無や、対価設定の考え方を変えることの妥当性

# 本日のまとめ

提供・流通に向けた解決すべき課題

## 個人情報取扱いに関するガイドライン

- ・地理空間情報における個人情報該当性の考え方
  - ⇒ 地番や住居番号は、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる可能性がある。
  - ⇒ 単独、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる可能性を有する測量成果等は、一般的には無い。
- ・個人情報保護対策の在り方
  - ⇒ 個人情報は、あらかじめ分離して整備・更新し、個人情報以外の地理空間情報の提供・流通を促進。

## 二次利用促進（知的財産権等の取扱い）に関するガイドライン

- ・地理空間情報の適切な著作権処理の実施
  - ⇒ 著作権等の帰属先や行使等に関する権利処理を明確にしておく。
- ・提供・流通を促進する利用約款の在り方
  - ⇒ 提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱えるようにするため、利用約款に著作権の所在、利用条件、免責事項等を記載。

## 政府ガイドラインと整合

<国土地理院>

平成23年度までに測量成果等のより詳細なガイドライン  
（測量行政を担う実務者の取扱い指針）を作成

地理空間情報の積極的な利用・提供が促進

地理空間情報高度活用社会の実現



# ご清聴ありがとうございました。

測量成果等の個人情報の取扱い、二次利用促進（知的財産権等の取扱い）に関するお問い合わせは、  
**国土地理院の本院、又は北海道地方測量部まで！**

○本院ガイドラインの公表ページ

<http://www.gsi.go.jp/chirikukan/chirikukan60004.html>

○北海道地方測量部のページ

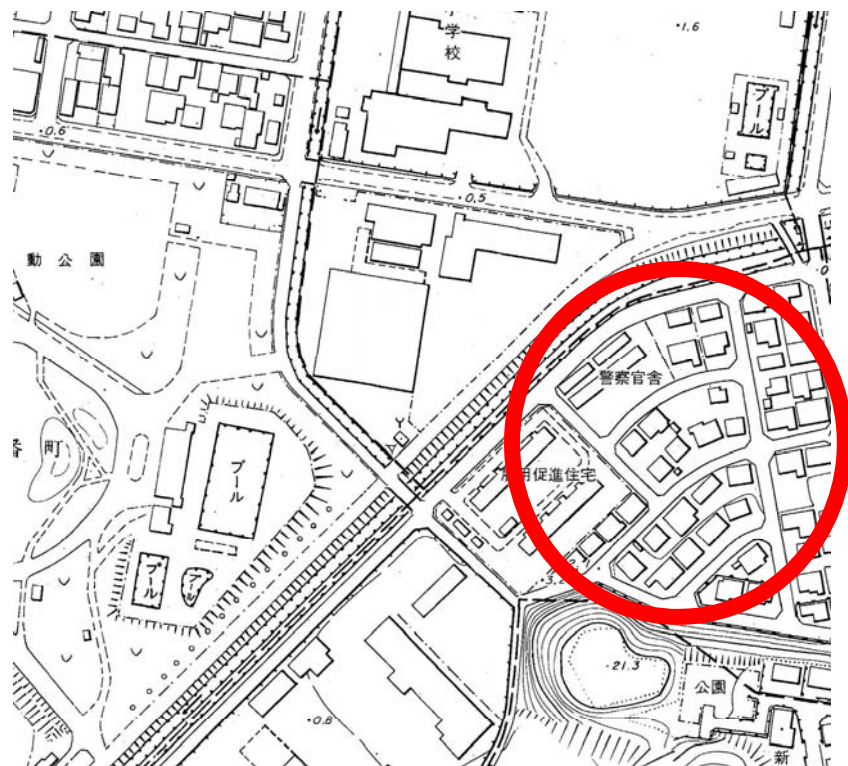
<http://www.gsi.go.jp/hokkaido/gaiyou-toiawase-toiawase.htm>

○地理空間情報活用推進会議のページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

## <参考1>地物の取捨選択の例

### 都市計画基本図



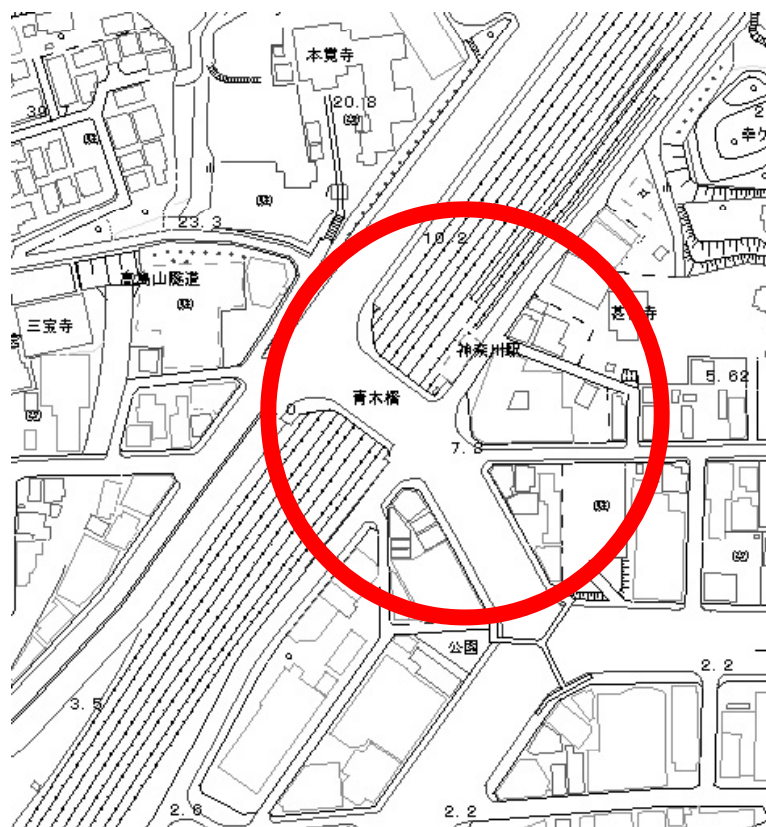
### 1/25000地形図



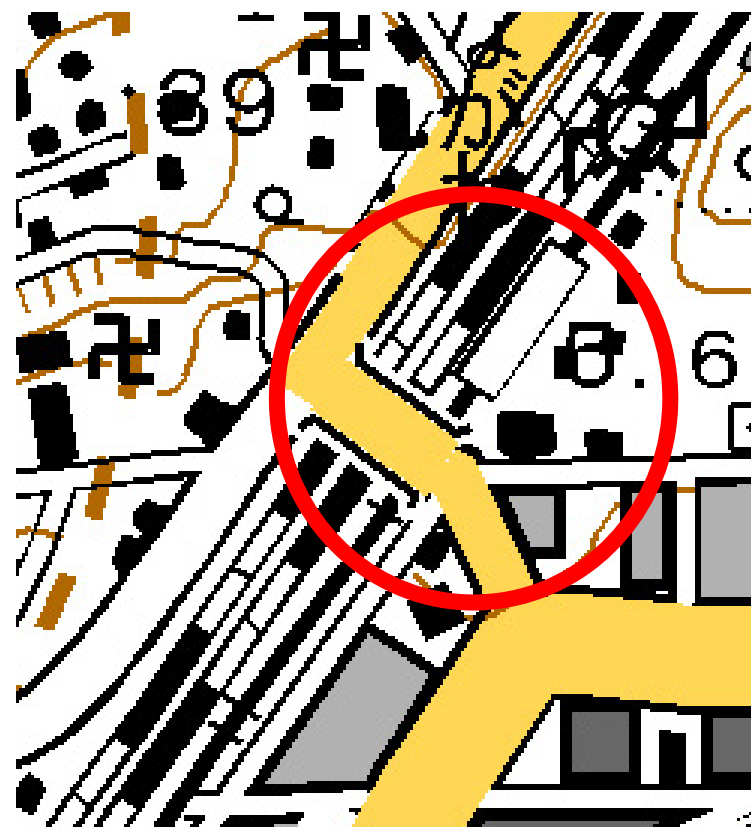
1/2500の都市計画基本図では、一定の決まりに基づく全ての建物を忠実に描きますが、1/25000地形図では、全ての建物ではなく、描く建物を取捨選択しています。

## <参考2> 注記位置・向き及び地物の転位（素材の配列）の例

### 都市計画基本図



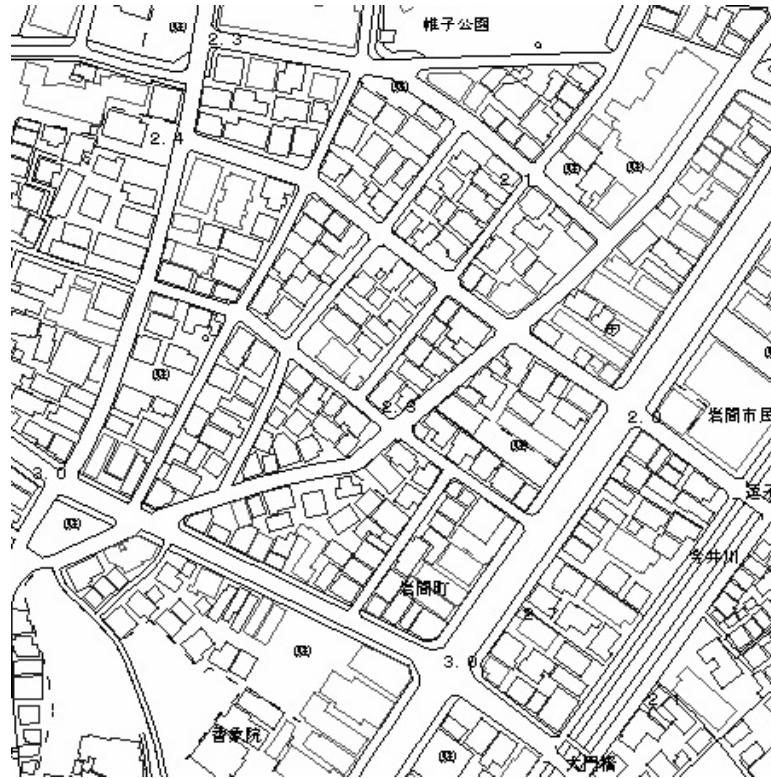
### 1/25000地形図



1/2500の都市計画基本図では、道路や鉄道等が混み合っている場合でもほぼ真位置に描くことが可能ですが、1/25000地形図では、道路や鉄道など、一定の太さを持っている地図記号で描くため、重ならないように一定の決まりに基づきズラ（転位）しています。

## <参考3> 総描（地物の表現）の例

### 都市計画基本図



### 1/25000地形図



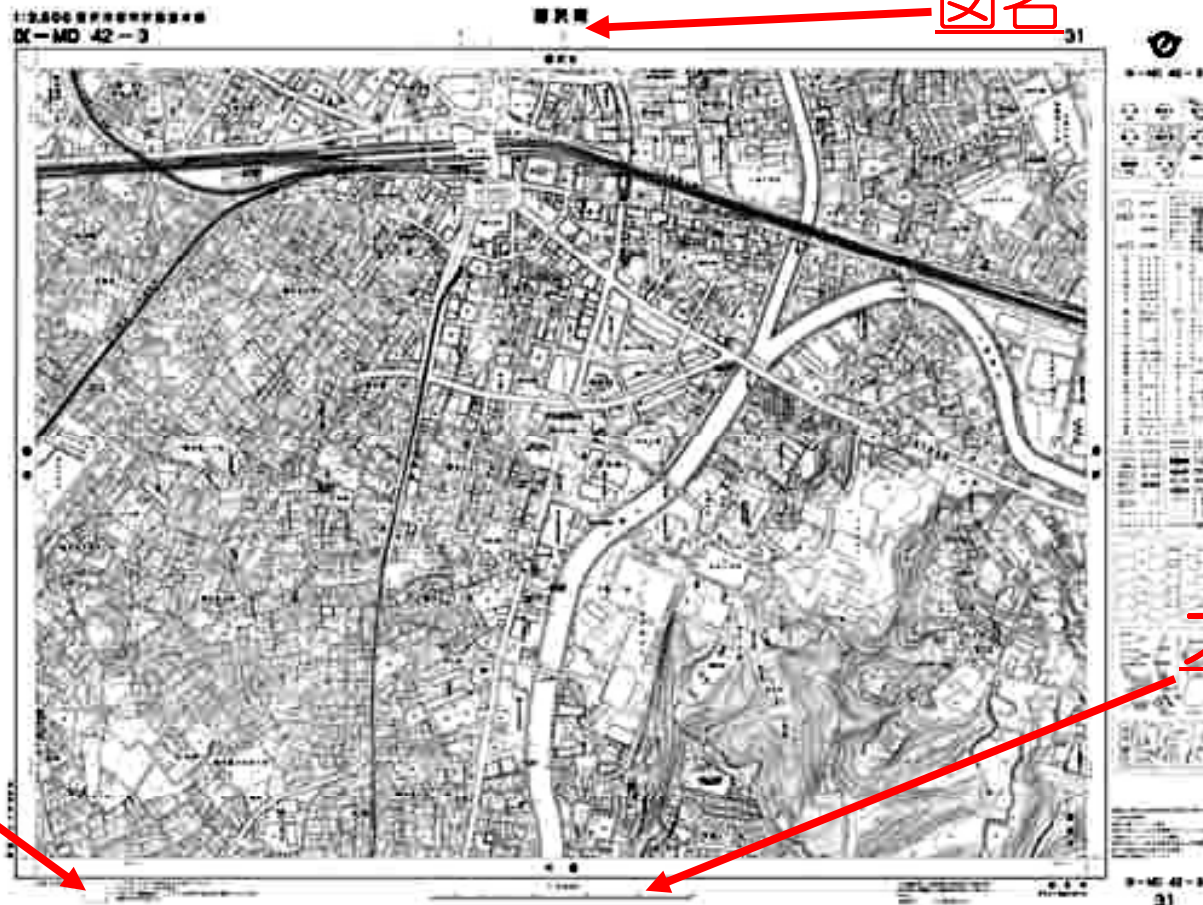
1/2500の都市計画基本図では、建物が混み合っている場合でも一定の決まりに基づく全ての建物を忠実に描きますが、1/25000地形図では一定の大きさの記号で描くことから建物の配置等の表現ができないため、一定の決まりに基づき建物をまとめて表現（総描）しています。

## <参考4>地図の整飾やサイズ（レイアウト）の例

図葉番号

都市計画基本図

図名



凡例

スケール

図歴

一般的に地図はその整備目的に応じて、地図のサイズや図名、凡例、スケール等をどこに配置するかなど、レイアウトが決められています。